

# 木造住宅の 簡易耐震診断費補助金

NEW!!

## 最大3万円

解体工事を実施する場合、「倒壊の危険性がある」ことを判定する必要があります。建築士による簡易耐震診断費用の一部を補助しています。

### 対象住宅の 主な条件

- 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手
  - 市内にある在来工法・2階建て以下の木造住宅
- ※居住者のいない**空き家も申請可能**です！

補助制度等  
案内ページ



### 申請者の 主な条件

- 当該住宅を「所有している個人」又は「その親族」の方
  - 市税等を滞納していない方
- ※2月末日までに実績報告が必要。スケジュールにご注意ください。

## 木造住宅の解体に関する補助制度

**いずれも事前の申請が必要**

ご覧のチラシは「簡易耐震診断」  
の案内です！

### 簡易耐震診断

(簡易的に倒壊の危険性を判定)  
⇒最大3万円を補助

又は

### 耐震診断

(現地調査による耐震性の判定)  
⇒最大10万円を補助

解体工事の補助を受けるには、いずれかの  
診断の結果「倒壊の危険性がある」と判定  
される必要があります。

### 解体工事

⇒工事費の1/2 最大50万円を補助  
基本額30万円 + 加算額各10万円

<加算条件> (1) 非課税世帯の場合 (2) 空き家の場合



### ブロック塀等 撤去

地震時のブロック塀等の倒壊被害を予防するため、撤去費を補助します。  
対 象：道路に面する60cm以上の高さのブロック塀等  
補助金額：最大20万円 (通学路等は最大30万円)

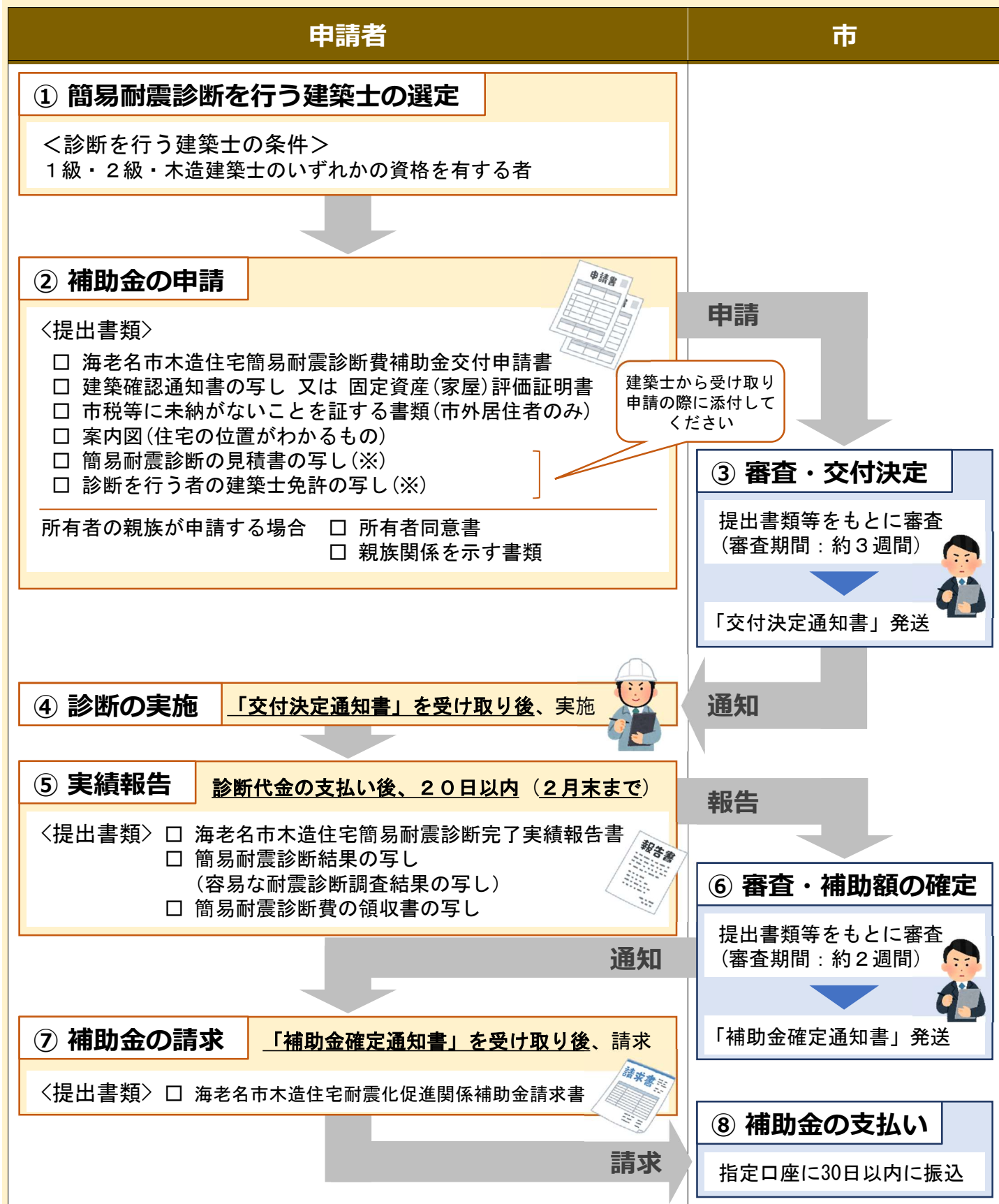


問い合わせ

海老名市 住宅まちづくり課 ☎046-235-9392  
〒243-0492 海老名市勝瀬175-1

R6.4作成

# 木造住宅簡易耐震診断費補助金 手続きの流れ



## 問い合わせ

海老名市 住宅まちづくり課 ☎046-235-9392  
〒243-0492 海老名市勝瀬175-1

R6.4作成

### 関連補助制度の紹介 ブロック塀等撤去

地震時のブロック塀等の倒壊被害を予防するため、撤去費を補助します。  
対象：道路に面する60cm以上の高さのブロック塀等  
補助金額：最大20万円(通学路等は最大30万円)

